

平成26年 教育委員会第20回定例会 会議録

日 時 平成26年11月11日（火）

午前10時01分～12時00分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第40号』 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例
- (2) 『議案第41号』 千代田区保育施設等運営基準条例
- (3) 『議案第42号』 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度 千代田区一般会計補正予算第2号

【子ども支援課】

- (1) 平成27年度 保育園・こども園等の入園案内
- (2) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

【児童・家庭支援センター】

- (1) 平成27年度 学童クラブの入会案内
- (2) 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【指導課】

- (1) 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査結果

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（11月20日号）掲載事項

【児童・家庭支援センター】

- (1) 子どもの虐待防止に向けた対応マニュアル

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから平成26年教育委員会第20回定例会を開会します。</p> <p>本日、田中参事は所用により欠席です。また、高橋子ども・教育部長は所用により遅参いたします。</p> <p>今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p>
中川委員	<p>承知しました。</p>

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第40号』子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例
- (2) 『議案第41号』千代田区保育施設等運営基準条例
- (3) 『議案第42号』千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

近藤委員長	<p>それでは、日程第1、議案に入ります。</p> <p>議案第40号、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例について、子ども総務課長より説明を願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、議案第40号、子どもが健やかに育つための環境の確保の条例、こちらについてご説明いたします。</p>

お手元の資料、議案第40号という資料をご覧ください。

こちらに、条文、それから最後に全体の概要をつけております。最後のページの全体の概要、こちらをもとにご説明させていただきますので、そちらをお開きください。

まず、今回こちらの条例を制定する理由でございますが、1の制定理由のところに記載しております。現在、乳幼児の保育環境、特に保育園等につきましては、区立の認可保育園、こども園のほか、私立の認可保育園、認証保育園、また、区独自の補助施設など、さまざまな形態の施設があるという現状がございます。また、平成27年度より開始が予定されております、いわゆる子ども・子育て新制度におきましては、家庭的保育事業あるいは小規模保育事業といった新たな保育形態が区の認可事業として位置づけられており、保育環境はますます多様化してまいります。このような状況の中で、乳幼児に対する保育・教育施設、また、保育・教育事業におきまして、その実施主体や形態にかかわらず、等しく良質な環境を確保していく必要がございます。現在、特に言われておりますのが、私立の認可保育園あるいは認証保育園、こういった私立園と公立の認可保育園、それからこども園の間での、特に園庭等の環境の格差が指摘されているところでございます。今後ますます保育の多様化が想定される中で、こういった格差を解消していくことがこの条例の一つの主な目的ということになります。

2番の概要のところをご覧ください。

今申し上げましたように、区内における乳幼児を対象とした全ての事業または施設において、等しく良質な保育・教育環境を実現する、それを目的としております。

内容といたしましては、ここの(1)から(3)までに記載していることが主な内容となっております。

まず、区が目指す子育て環境といたしましては、子どもの立場に立った子どもの最善の利益が実現されるような環境、それから、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえた人権尊重と安全かつ調和のとれた発達や情操を育む環境、最後に、社会全体で子育てを支える環境、そういった環境を目指すということをこの条例の中で謳っております。

それから、2番目といたしまして、保育・教育サービスの質の確保ということも謳っております。内容としましては、全ての子どもが健やかに成長できる良質かつ適切な環境、多様な育成の仕組みのもと、その形態や実施主体の違いにかかわらず等しく良好な環境、子どもの発達や学びの連続性を考慮した小学校への滑らかな接続、こちらは区で実施しております就学前プログラム、その内容を意識したものとなっております。最後に、家庭及び地域との結びつきの重視です。

(3)といたしまして、等しい環境の確保ということもございます。こちらは、先ほど申し上げましたように、区内にございます各保育施設、その実施主体あるいは形態によりまして格差がないように、できるだけその格差を

縮小させるような方向で区として支援していく、そういった内容を記載しております。具体的内容といましては、民間施設の運営、人材確保、あるいは保育士等の処遇改善に必要な財政支援、それから、区有施設の活用、この区有施設の活用の中には、区のっております各施設を園庭として利用できるような、そういったことも考えてございます。それから、民間事業者への運営支援及び相互の交流、最後に利用手続の支援ということで、保護者の利用の申し込み等、これに対しての支援を行うという、そういったことが記載されております。

施行は、平成27年4月1日からを予定しております。

こちらの内容につきましては、ご説明は以上となります。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがですか。ご質問等があれば、お願いをしたいと思います。

どうぞ。

中川委員

時間的にももう少しじっくり見たいなと思っていたんですけども、この間いただいてから見て、感じたことを申し上げます。

まず、これ、素晴らしい条例になると思うんですが、環境を整えるための施設整備や、予算的な問題など、いろいろなことも含めて、実現可能であるのか、平成27年度からすぐにできるものなのかどうかということ。

それからもう一つ、等しい環境の確保ということで、子どもたちの置かれている環境を同じにするということとはとっても大事だと思うんですけども、民間の保育園によっては、例えば英語学習や、体育的なことで特別な教育をやって、高い保育料を取っているところがあります。そうした中で、等しい環境というのは何を言うのかということが問題になってくるんじゃないかと思うんですが、その辺について、お考えを伺いたいと思います。

それともう一つ、現在、潜在的な待機児童もいると思うんですけども、そういうのが解消されるのかどうか。希望の園に入れないからということで、今、家で保育している子もいると聞いていますけども、そういうことも含めて、待機というのが解消されるのかどうかということを教えてくださいたいと思います。

子ども総務課長

ただいまの中川委員からのご質問ですが、まず最初に、この条例案の提出が、時間的に余裕がなかったことは、事務局として非常に申しわけなく思っております。なかなか内容を詰めている中で、協議の時間をこの定例会の中で出すことができませんで、今日、こういった形で出すことになってしまいました。その点については、今後は改めていきたいと思っております。

それから、まず第1点目のこの実現性、特に財政措置等を踏まえた実現性ということですが、この条例自体は、中身を見ていただければおわかりかと思っておりますけど、内容的には抽象的なものがほとんどです。具体的にこういったことをしていくということは、特にこの条例の中では謳っておりませんが、今後この条例を実現していく上で、具体的なさまざまな措置、そういったものを条例化あるいは規則化しながらやっていくことになると思っておりますが、こ

の中で、特に財政的なもので言えば、財政支援を行うということで謳っておりますが、これについては、既に今現在も私立園等に対する様々な財政支援を行っておりますので、そういったものを今後も継続し、あるいは内容を見直していく、そういったことで考えているところでございます。

それから、等しい環境の確保ということでございますが、確かに委員ご指摘のとおり、私立園についてはそれぞれ特色がございまして、その特色の中でさまざまな保育あるいは教育を行っているということが1つの売りになっているということはあると思います。ここで言っているのは、そういった各園の特色を消すような、そういったことで等しい環境ということではなく、むしろもう少し一般的なところで、それぞれの特色も必要でしょうけれども、例えば先ほど申し上げました園庭の話ですとか、子どもの人権尊重ですとか、ごく一般的なおとこで等しい環境をとということで言っておりますので、個々の教育内容、そういったところに踏み込んでいくということではございません。

それから、最後の点ですが、これによって待機児童の解消にどうつながるかということでございますが、現在、待機児童の中で、特に特定園留保とかということがまだ問題となっておりますが、そういった中では、私立園よりも公立園のほうがやはり人気があって、そちらを待っているという、それが特定園留保の1つの原因になっていると思われまので、この条例で謳っておりますような、私立園と公立園の格差を解消していくような方向が進めば、ある程度私立園のほうにも希望が移りまして、そういった特定園留保とかの解消にはなるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

古川委員は何かございますか。いいですか。

では、私のほうから1点だけいいましようか。

今お話を伺いながら、内容的には、子育ての理念といいましようか、大変すばらしいものだなということは重々理解ができます。社会が変化する中で、子育てに関して多様なニーズがある。そういう中で、多様な教育環境がここのところ急激に存在しつつある。そういう、多様であるがゆえに、違う見方をすると格差も大きい、それを是正していこうという意味合いがある、そういう理念的なことを謳ったものだと思うんですけども。

ここに、概要の1番のところ、制定理由というところを読み込めば、まさにそれで十分理解はできるのですが、ここに書いてある以外にこの条例制定を急ぐもっと具体的な、端緒というんですかね、何かきっかけになるようなものとかというのはあるんですか。

子ども総務課長

きっかけといいますか、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、平成27年度から子ども・子育ての新制度と言われているものが始まる予定になっております。その中で、先ほど申し上げましたような、小規模保育ですとか、家庭的保育ですとか、新しい形態の保育ができてきて、ますます保育が

多様化するという、そういったことがございます。それから、この後ご説明いたします次の議案に出ておりますが、保育施設等の運営に関する基準等、子ども・子育ての新制度が始まるに当たりまして、国のほうで幾つか自治体として制定しなければいけない条例というものが決まっております。そういった中で、条例全体を包括していくような考え方を打ち出す必要があるのではないかとということで、今回この条例案を出させていただいている、そういった状況でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。
そのほかは何かございますか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、議案第40号について採決をしたいと思います。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

ありがとうございます。
全員賛成につき、議案第40号を決定することとします。

子ども総務課長

ありがとうございます。
議案第40号につきましては、後日、千代田区長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容、趣旨に相違がない場合には、教育委員会として異議がない旨の回答をすることを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長

それでは、内容について相違がない場合は、事前に承認をお願いしたいということです。
ご承認でよろしいですか。

(了承)

近藤委員長

全員その意向です。お願いいたします。
続きまして、議案第41号、千代田区保育施設等運営基準条例について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第41号、千代田区保育施設等運営基準条例についてご説明いたします。

こちら条例の案、かなり長いものになりますが、最後にやはり全体のまとめがついてございますので、こちらを中心に説明させていただきます。

一番最後のページ、千代田区保育施設等運営基準条例というところをお開きください。

まず、制定理由でございますが、こちらに記載しておりますように、区内において、良質かつ適切な内容及び水準の教育及び保育の提供が行われ、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるよう保育等施設の運営基準を定めるということでございます。

ここに記載しております制定理由からも明らかでございますが、こちらの条例につきましては、先ほどの議案第40号、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例をより具体化して、それぞれの保育等施設の運営につ

いての統一的な基準を定めるというものでございます。

2番の概要のところをご覧ください。

(1) のところがございますが、区内すべての保育等施設の確認等に係る運営基準を定めるとございます。こちら、確認等とございますが、こちらは先ほども申しあげました平成27年度から始まる新たな子ども・子育て新制度におきましては、それぞれの市区町村におきまして、認可された施設、これについては確認という行為を行うこととなっております。確認というのはわかりにくい概念でございますが、これは既に認可されたものについて、今度は施設給付という、いわば実質的な補助金に当たるものですが、そういったものの対象となることをそれぞれの自治体が確認する、それぞれの対象としてふさわしい運営がされているかどうかということを確認するという、そういった行為でございます。その確認のための基準を定めるということがこの条例のまず第一の基準でございます。

ただ、こちらの確認という行為につきましては、今申しあげましたように、認可されていることが対象となります。そのため、認可されていない、いわゆる認証保育所ですとか、区独自の補助をしている未認可施設、こういったものについては、確認の対象とはなりません。ただ、先ほど議案第40号の子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例でも申しあげましたように、施設間の格差をなくすという趣旨から、そういった認証保育所等の未認可施設につきましても、確認ではございませんが、それに類する形で、同等の運営が行われていることを区でチェックしていく、そういった趣旨でこの条例は作成されてございます。

私のほうからの説明は以上ですが、詳細につきましては、担当課長のほうから補足させていただきます。

子育て対策担当課長

それでは、こちらの基準条例の詳細について説明させていただきます。

表のページを1枚おめくりいただきまして、こちらの保育施設等運営基準条例の目次をご覧くださいいただければと思います。

大きく、章立てとしては4つに分かれております。

まず、総則としまして、この条例の内容について書かれております。

第2章につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、ちょっとわかりづらいんですが、特定をとっていただきますと、教育・保育施設ということで、一番後ろについております概要の表のところと照らし合わせながらご覧いただければと思うのですが、教育・保育施設となりますと、認定こども園、幼稚園、保育所、それと区立こども園、この4つのものがこの教育・保育施設に該当します。ここで言う特定というのは、それぞれの園を特定する、要は補助金の対象としますよという意味合いでの特定でございます。

続きまして、その表の地域型保育事業の4つでございます。こちらの4つの事業は、新制度、子ども・子育て支援新制度が始まると同時に、新たに千代田区が認可をする保育事業となります。こちらについて、特定するという

ことで、特定地域型保育事業という表現をさせていただいております。

それと、目次の第3章、認証保育所等の運営に関する基準ということで、こちら、認証保育所と区独自補助施設という2つの種類について、運営に関する基準を規定させていただいております。

これにつきましては、新制度が始まるということで、全国どこの自治体でも条例制定をしているところがございますが、多分区独自で定めておりますのが、第3章、この認証保育所等の運営に関する基準は、全て区独自で今回制定をさせていただきたいと考えております。

また、第4章、雑則ということで、こちらについては、区が独自で基準を設けて設定しているものです。

ページにつきましては、28ページをご覧ください。

第4章、雑則ということで、暴力団の排除が67条、68条が過料につきまして、区独自で条例に設けさせていただくという予定でございます。

細かい内容については、非常に条文が長いので、ざっと説明させていただきますが、まず目次の第2節のほうをご覧ください。

特定教育・保育施設の運営に関する基準ということで、こちら、まず第1款で、利用定員に関する基準が第4条で定められております。こちらの第4条をご覧くださいければと思うんですが、3ページの下から4ページの上の部分で続いておりますが、この特定教育・保育施設の定員は20人以上という形で定まっております。また、第2款の運営に関する基準につきましては、その内容や手続の説明など、保護者に対して十分事前に説明をなささいというような、運営に関する基準などが書かれてございます。以下、そういった、さまざま、お子さんに関する心身の状況の把握や小学校との連携、また、教育・保育をした場合にはその記録をつけなさいという、具体的な内容について、運営の基準が定まっているところでございます。

続きまして、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。こちら、16ページになります。

こちら、16ページの下の方、第1款で、利用定員に関する基準ということで、37条でさまざま決まっております。また、17ページの運営に関する基準ということで、基本的には、特定教育施設の中身と変わらない形で、運営の基準のほうが決まっております。

続きまして、ちょっと駆け足で恐縮ですが、第3章、認証保育所等の運営に関する基準をご覧ください。こちら、24ページの下の方から記載がございます。

24ページのほうですと、ほかの自治体では多分盛り込まれていない内容になっているかと思うんですが、全て区独自の中身について記載されております。認証保育所等で運営する内容や、その手続の説明及び同意から始まりまして、また、次のページに行きますと、保育料の受領や子どもの心身状況の把握など、そういった中身について記載がございまして、最後、28ページの66条の準用までが、この認証保育所等の運用基準となっております。

大まかな中身についてはこういった状況でございます。
説明については以上でございます。

近藤委員長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございますか。
特になければ、採決を諮ってよろしいですか。何かございますか。

中川委員 すみません、細かいところがまだ把握できていないかなと思うんですけど、例えば3ページの特定教育・保育施設は、その利用定員の数を20人以上とするということは書いてありますが、こういうときに、例えば正規の職員は何人いなければいけないとか、そういう基準、教育する側の環境の基準というようなことはどうなっているんでしょう。

子育て対策担当課長 ただいまのご質問でございますが、今、例示で挙げていただいた教育・保育施設につきましては、東京都で認可を行います。その関係で、都条例でその規定がございまして、今回は、あくまでも運営基準についての確認等を行う行為についての条例でございますので、この中では定まってはいないところでございます。
また、後ほどご説明しますが、家庭的保育事業等についての設備及び運営に関する基準条例については、認可は千代田区で行いますので、その条例の中では、保育士の人数などについて、そちらのほうで規定がされているところでございます。

近藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。
特になければ採決をしたいと思います。よろしいですか。
(了 承)

近藤委員長 議案第41号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第41号を決定することとします。
子ども総務課長 ありがとうございます。
議案41号につきましても、後日、千代田区長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容、趣旨に相違がない場合には、教育委員会として異議ない旨の回答することを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長 それでは、この件につきましても、先ほどと同じように、内容に相違がない場合は、事前に承認をお願いしたいということです。
いかがでしょうか。
(了 承)

近藤委員長 特に意見はございません。承認いたしました。お願いいたします。
続きまして、議案第42号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、議案第42号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

こちらの資料、議案第42号をご覧ください。こちら、先ほどの2議案と同様に、条文がつきまして、最後に全体のまとめがついております。こちら、最後のまとめの資料をもとにご説明させていただきます。

冒頭、3条例が並んでございますが、このうち、上の2つ、保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、それから2番目のこども園条例の一部を改正する条例、こちらは次世代育成に関する条例となっておりますので、教育委員会の議決ではなく、教育委員会には報告事項とされておりますので、この後ご説明させていただきますが、議決事項となりますのは、教育の対象とされています幼稚園使用条例、こちらの一部を改正する条例になります。内容的には、3条例ともほぼ同じものがございます。

まず最初に、保育料となっておりますが、幼稚園の保育料、こちらを改正する趣旨でございます。

1番のところがございますが、子ども・子育ての支援新制度、こちらが平成27年度から始まりますが、こちらにおきましては、保育料は国が定める限度額の範囲内で住民税を基準とする応能負担方式により市区町村が定めることとされております。こちらについては、関係政令が年度内に公布される予定ですが、今現在はまだ公布されてございません。現在、千代田区におきましては、幼稚園の保育料については定額制ということになっております。これが新制度の中では、教育・保育施設、これらを一体として扱うということで、全ての保育料については、住民税を基準とした応能方式によって納めるという形になりますので、こちらの幼稚園の保育料についても、この形で保育料を徴収すべく、条例の改正を行いたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明いたします。

子育て対策担当課長

こちらの概要の中で、ご説明をさせていただければと思います。

まず、今、子ども総務課長のほうからご説明がありました2の区の現状でございます。保育料等の現状の表のところをご覧ください。

現在、保育園、こども園、幼保一体施設につきましては、保育料の方式につきましては、所得税方式によって応能負担をしていただいている状況でございます。また、教材費につきましても、保育料に含んだ形で、現在、利用者の方から徴収をしている状況です。ひるがえりまして、幼稚園、麴町・九段・番町・お茶の水幼稚園の4園につきましては、月額4,000円の定額制をとっております。夏休みがありますので、11カ月の年間4万4,000円をいただいているところでございます。こちらについては、基準というのはもう定額制ですので、その基準にのっとりまして、教材費につきましては、また、各園ごとに異なる金額を徴収している状況でございます。こちらが現在の区の現状でございます。

今回の改正に当たっての基本的な考え方でございます。(1)、(2)とございます。

まず、(1)のほうですが、今回は新制度の導入に伴う制度改正を行うも

のでございますので、基本的な保育料金の値上げは行わないという形です。ですので、保育料金の単価を上げることはしませんということでございます。

続いて、(2) 全ての保育料を統一的なやり方で決定したいと考えております。上の表をご覧くださいとおり、幼稚園についても応能負担方式とさせていただきますと考えております。また、応能負担の基準は所得税から特別区民税に改めさせていただきますと考えています。それと、幼稚園の入園料、今まで入園料として1,000円いただいております。そちらについては、保育園、こども園、幼保一体施設と同様、廃止させていただきます、教材費は保育料に組み込ませていただきたいと考えております。

それでは、下の表をご覧ください。

現状は、上の表と同様でございます。その右側の改正後につきましては、幼稚園も含んで応能負担とさせていただきます、基準については特別区民税にさせていただきます、教材費につきましては保育料に含むという形にさせていただきますと考えております。

保育料の切り替え時期については、特別区民税の賦課決定が例年6月となります。そのため、直近の保護者の所得状況を反映させるという観点から、その年度の9月に切り替えるようにしたいと思います。ですので、平成27年の4月につきましては、前々年度の特別区民税のほうから税務課の情報を引っ張ってきて、そこから保育料を決定させていただきます、その後、前年の収入によって、特別区民税が決まりましたら、9月に保育料を切りかえさせていただくと、そういう形で現在考えております。

また、3番の施行期日でございます。千代田区教育委員会規則で定める日から施行するというので、こちらにつきましては、平成27年4月1日を現在予定しておりますので、その日を予定しております。

まず、概要については以上でございます。

それでは、本文のほうをご覧くださいと思います。

ページ番号を振っておりません、申しわけございません。こちらについて、まず条例の本文の中身でございます。さまざまございますが、まず保育料等のところで、第6条ということで、今までは月額4,000円と定めていたところがございますが、それを別表に定める保育料を納入しなければならないという形で今回改正をするものでございます。

別表につきましては、次のページをご覧ください。

2ページ目と3ページ目につきまして、こちら、別表のほうを定めております。麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園につきましては、こうした形で、区民税の均等割額から保育料を決定していくという考えでございます。この単価の金額でございますが、現在のこども園の短時間と幼保一体施設の短時間の保育料月単価と一緒にございます。

それと、あと、1枚お戻りいただきまして、先ほどの第6条の第3項、第4項でございます。

第3項につきましては、こちら、多子軽減になります。2人以上の児童のうち最年長の者がいる場合と、条文のほうに書いてございますが、まず第3項につきましては、幼稚園の短時間保育を受ける方について、(1)として、第2子の場合は、別表に定める額に0.5を乗じて得た額ということで、要は半額になります。第2号につきましては、第3子以降は、別表に定める額を全額免除という形になります。

第4項につきましては、こちら、幼稚園の長時間保育の場合でございます。こちらも同様で、第2子、第3子で、2分の1または全額免除という形になります。

詳細につきましては、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

どうぞ。

中川委員

今まで、教材費などが各園ごとに異なりましたが、保育料の中に含まれたほうが明快でよかったんじゃないかと思います。

それで、そういういいことがあるんですが、例えばその徴収法の違いによって、入ってくる保育料などの、収支というのか、それは今までの状態に比べてどうなるかという予想は立っているんでしょうか。

子育て対策担当課長

ただいまのご質問、教材費に関することでございますが、今までは私費会計で、各幼稚園のほうでそのお金を運営していたんですが、今度は保育料に含むという形になりますので、公費での歳入という形で、予算が目出しをしていくという形になります。

また、当然公費になりますので、歳出予算、そちらについては、今度は区でその予算を組んでいかなければいけないというところがございますので、その分、確かに歳出については増えていく形になりますが、今までこども園や、あと幼保一体施設などで、それぞれ教材費について執行しておりましたので、そこと変わらない形でやらせていただきたいと思いますとは思っております。

一番我々としてよかったと思うのは、私費会計の負担が各園減っていく形になるところが、今回、公費で歳入して支出をしていきますので、その点、現場サイドは、事務の負担が少し減るのかなと思っているところではございます。

中川委員

その歳入歳出の問題に関しては、今は所得税からの徴収基準が決められていますが、それが特別区民税に変わるることによっての歳入歳出のプラスマイナスの予想ですか。

子育て対策担当課長

保護者の方の。

中川委員

そうですね。

子育て対策担当課長

保護者の方の負担というところにつきましては、教材費について、各園ごとにさまざまでございます。

中川委員

教材費はもういいんですが、全体的に、保育料の区の歳入歳出が、今まで

と変わってくるわけですね。その点、区としてどういう予想を立てていらっしゃるのかということです。

子育て対策担当課長

すみません、区のほうの、まず歳入歳出のほうでございますが、もちろん教材費の部分も入ってきますので、当然歳入のほうは増えます。どのくらい増えるかという、ちょっと今細かい資料が手元にないので申しわけないんですが、大体2割程度、歳入予算が増える予定でございます。

歳入、最終的には、今まで予算的には2,200万程度を組んでいたんですが、今度は、たしか2,700万か2,800万程度で予算を計上しようと考えております。

歳出につきましても、当然その分増えていくわけなんですけど、詳細な金額を、申しわけございません、ただいまちょっとつかんでいないんですが、そちらについても同様に、2割程度上がるという計算だったと思います。

近藤委員長

今お答えになられたことに関連した中身なんですけれども、所得税が基準であったものが、特別区民税が基準になる、これがイコールというか、比例した形でつながっているとは思いませんけれども、こうすることで、より応能負担ということにつながる何か、そのあたりをご説明いただけますか。

子育て対策担当課長

実質、応能負担につながるかどうかということところは、ちょっと微妙なところがあるんですが、1つの自治体の中で情報のやりとりが進むというところが非常に大きいところです。今までは、所得税、こちら、国税、国の税金でした。ですので、保護者の方々に必ず課税証明書をいただかなければいけないところがございましたが、今度は、区が持っている税情報をうちの保育システムと連携することで、わざわざ保護者の方に所得税の証明書を提出していただかなくなる予定でございます。ですので、まずその分の保護者の方の負担が減るとというのが非常に我々としても大きいところです。

また、我々のほうとしても、税務課からいただく情報をそのままその方にひもづけすることが可能ですので、わざわざパンチ入力をしなくてよくなったというところで、事務の効率化も達成できるというところで、こちらの特別区民税、要は1つの自治体で情報のやりとりができて、なおかつ利用者負担も減るということで、特別区民税という形の基準にさせていただきたいと考えております。

近藤委員長

わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

古川委員

内容が重なっているんですけども、ちなみになんですけど、では、保護者の幼稚園の保育料が定額制だったところが、応能負担になることによって、4,000円から上がるご家庭が結構多いのではないかなと思うんですが、どのくらいの割合の家庭が負担増になりますでしょうか。

子育て対策担当課長

試算の段階ではございますが、一番高い層になられる方が、今現状入っている方ですと、大体5割近い方が一番所得の高い方かなとは想定しております。また、来年入ってこられる方については、ちょっと今のところは何とも

言えないところがございますが、現在入っている方につきましては、所得が高い方が結構いらっしゃるということで、5割までは行かないんですけど、それに類するパーセンテージということは間違いない状況です。

古川委員

ありがとうございます。

近藤委員長

ほかにはよろしいですか。

(なし)

近藤委員長

なければ、議案第42号について採決をしたいと思います。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第42号を決定することとします。
お願いします。

子ども総務課長

ありがとうございます。

議案第42号につきましても、後日、千代田区長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容、趣旨に相違がない場合は、教育委員会として異議のない旨を回答することを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

本件につきましても、内容に相違がない場合は、事前に承認をとということでございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(了承)

近藤委員長

全員賛成につき、承認といたします。
お願いいたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 平成26年度 千代田区一般会計補正予算第2号

子ども支援課

- (1) 平成27年度 保育園・こども園等の入園案内
- (2) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

児童・家庭支援センター

- (1) 平成27年度 学童クラブの入会案内
- (2) 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

指導課

- (1) 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査結果

近藤委員長

それでは、日程第2、報告に入ります。

報告事項は日程に記載のとおりですが、順番を変更し、ただいまの議案に関連する事項を先に報告願います。

初めに、子育て対策担当課長より報告を願います。

子育て対策担当課長

まず、それでは、保育料に関するものを先にやらせていただければと思います。

保育の実施に関する条例の一部を改正する条例と、あわせて、こども園条例の一部を改正する条例、その2つを先に報告させていただければと思います。

先ほどの幼稚園使用条例の一部を改正する条例の概要と一緒にございますが、そちらと見比べながらご覧いただければと思います。

まず、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例からご説明したいと思います。

先ほどの概要のところを、幼稚園使用条例の概要のところの保育園につきましては、今回、条例改正となります。基準につきましては、所得税というのを今まで規定しておりましたが、それを特別区民税に改めさせていただくものでございます。また、内容について細かく規定、少しずつ変えてございます。

まず、表面をご覧いただければと思います。

今回、第1条中のところ、法の規定に基づくを削るなど、細かい列記のところはございますが、大まかなところにつきましては、まず、保育の実施はというところをご覧いただければと思います。上から6行目、保育の実施はというところでございます。子ども・子育て支援法に基づいて、第1項の第2号・第3号に該当する乳幼児といったところでございます。以前、保育の実施に関する認定のところ、1号、2号、3号といったものをご説明したかと思うのですが、この保育の実施に関する条例につきましては、第2号と第3号に該当する乳幼児のみを受け付けるものでございます。第2号につきましては、3歳以上のお子さんを保育する場合でございます。第2号が3・4・5歳児の幼児でございます。第3号につきましては、0・1・2歳児のお子さんでございます。こちらに該当する方々について、保育いたしますという条例となっております。

ページをおめくりいただきまして、次のページから、別表になります。こちらについて、今まで所得税という形で記載があったものが、今度は特別区民税に変更となっております。階層につきましても、今までと同様でございます。一番最後がD-21までになります。

それと、それぞれの保育料単価につきましては、現在の保育料単価と同様でございます。こちらについては、変更は一切ございません。

保育の実施に関する条例につきましては以上の説明でございます。

続きまして、こども園条例につきまして説明させていただければと思います。

こども園条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、こども園条例、保育園と幼稚園が一緒になった施設ということで、先ほどの保育の実施に関する条例とは違ひまして、認定の第1号、第2号、第3号、こちらのお子さんを全て保育するという形で改正をさせていただきたいと考えております。

第1号につきましては、3歳以上の幼稚園教育を受ける方という方になります。内容については、先ほどの保育の実施に関する条例、また、幼稚園使用条例と大体同じような形で動いております、別表につきましても、先ほどの保育料と保育の実施に関する条例と同様の形の別表となっております。

そちらが別表第1となりまして、別表第2になりますと、今度はこども園の短時間保育を希望する方々の金額となります。こちらにつきましては、幼稚園の使用条例の別表とは金額が変わりますが、給食代が入っている関係で金額が異なります。

簡単ですが、説明については以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

子育て対策担当課長

なかなかわかりづらい部分もあるかなと思いますが。

近藤委員長

すみません。

いかがでしょうか。

子育て対策担当課長

これは、先ほどの条例改正を受けた形で、今までの区独自のものを直していくというもののご報告ですよ。

近藤委員長

はい。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

子育て対策担当課長

続きまして、家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の説明でございます。

こちら、先ほど中川委員からお話のありました、それぞれの施設、事業の認可に係る部分の規定でございます。

まず、目次のほうをご覧くださいと思います。

章立てにつきましては、第1章から第6章までございます。この中で定めていますのが、第2章の家庭的保育事業、第3章で小規模保育事業、小規模保育事業につきましては、第1節でそれぞれの区分が書いてあるんですが、A、B、Cの3つの種類がございます。続いて、第4章、居宅訪問型保育事業ということで、これはベビーシッターになります。第5章、事業所内保育事業ということで、こちらについては、単なる事業所内保育所ではなくて、地域に開放する、要は千代田区に定員枠をいただけるという形の事業所内保育所に対して認可をするという形のものでございます。第6章では、雑則ということで、主に雑記のものを定めております。

それでは、内容についてご説明をしたいと思います。

まず、総則のほうでございますが、3ページの第6条をご覧ください。

3ページの第6条のほうで、「保育所等との連携」というものの記載がございます。家庭的保育事業等についての今回新たな決めということで、記載させていただいております。具体的に何かといいますと、家庭的保育事業等は、非常に定員が少ない事業でございます。原則、1名から19人までの保育を行うというのが基本でございます。また、0から2歳児までが対象事業でございますので、その後、3歳からどうしていくのかといったことで、保育所等との連携というのが、今回この新たな事業の1つの課題だと現在されておるところでございます。

(1)につきましては、まず、定員が少ないので、集団保育を体験させるために、その連携園というのを確保して、そちらのほうでさまざまな保育の機会を提供していくと。また、家庭的保育事業者が、その集団保育に当然慣れておりませんので、そういった際に、さまざま連携園はその相談に応じていくという形の文言の記載がございます。

また、(2)におきましては、必要に応じて、代替保育ということで、家庭的保育事業者が病気や休暇によって保育が提供できない場合は、かわりに保育を提供するということが記載されてございます。

次のページ、4ページのほうの(3)、ここが非常に、一番この連携園をつくる際に対して厳しいというふうに保育事業者から言われているところではございます。当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了、要は2歳児までの保育が終わった場合、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供することという形にされております。こちらについては、千代田区の場合、現在、家庭的保育について、あいぽーとが飯田橋と東神田でやっておるところでございますが、後ほど子ども支援課長のほうから入園案内のご説明がありますが、当該順位は一番高いような形で、順位を定めて、優先順位を定めているところでございます。

それでは、総則につきましては以上でございます。

続いて、家庭的保育事業の設備または運営基準について簡単にご説明したいと思っております。8ページから始まります。

家庭的保育事業につきましては、設備の基準としましては、平米面積につきましては、9.9平方メートル。ただし、3人を超える場合は、3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積、要は1人につき3.3平方メートルという保育所の最低基準の面積で行う形となります。

また、9ページの第23条のところでございますが、職員の配置基準、こちらに記載してございます。家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かねばならないという規定がございまして、こちらの家庭的保育事業でも給食をお出しするような形の規定となっております。

23条の第3項をご覧ください。家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とすると。要は1人について3人までしか保育がで

きませんよという形でございます。ただし、家庭的保育補助者とともに保育をする場合、5人以下という形になってございます。

また、保育時間につきましては、1日につき8時間を原則というのが、第24条のほうで決まっております。

家庭的保育の概要につきましては以上でございます。

続きまして、第3章の小規模保育事業のご説明をさせていただきたいと思っております。

10ページをご覧ください。

10ページについて、第27条のところで、A型、B型、C型の区分という形で記載がございます。それぞれA型、B型、C型、ちょっとこの場で少し簡単にご説明させていただきます。

A型につきましては、保育士さんが100%いることが条件となっております。B型につきましては、保育士さんが基準の5割で構わないという形の基準となっております。C型につきましては、保育士さんではなくて、区や東京都で育成した家庭的保育の補助者という者が保育をするという形の基準となっております。

そちらの決りを、それぞれA型、B型、C型という形で、基準を書かせていただいております。

具体的には、A型につきましては、12ページの第29条をご覧ください。29条、12ページと13ページにまたがっておりますが、こちらについて、13ページの第2項に、基準が記載されております。

第2項の第1号、乳児につきましては、3人につき1人、第2項で、1歳以上満3歳に満たない場合は、おおむね6人につき1人という形の記載がございます。ですので、こちらについては、現在の認可保育所と同様の規定となっております。

続きまして、今度は13ページの下のほうにございます小規模保育事業のB型のところでございます。

こちらの第31条の第2項に記載がございますが、保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とするという形の記載でございますので、先ほど申し上げた50%以上という形のものがB型となります。それ以外につきましては、A型のものと変わりはありません。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページの中段ぐらいに、今度は小規模保育事業のC型の記載がございます。そちらのC型の職員につきましては、15ページの34条をご覧ください。次のページの15ページの34条に、C型の保育従事者の基準が書かれております。

こちらのほうでは、保育士の基準はございません。家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かねばならないという形で、あくまでも保育士さんでなくても構わないといったものが、このC型になります。

それでは、続きまして、今度は第4章、居宅訪問型保育事業ということで、15ページの下のほうでございます。第37条から規定がございます。こちらについては、先ほど簡単にご説明しましたが、要は、いわゆるベビーシッターについての規定でございます。

こちらにつきましては、16ページのところをご覧ください。

16ページの、まず第38条におきまして、特設設備を設ける必要はないですよという形に――すみません、あくまでも、これ、当該事業を行う事業所にはでございますので、事業を運営する形の専用の区画を設けるほか、必要な設備、備品を備えなければならないということで、要は出かける前に、それぞれ必要な事務所を置きなさいよといったことの中身になります。

第39条でございます。こちらについて、職員のほうの規定がございます。居宅訪問型保育事業においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は、お一人のみとなります。ですので、兄弟であっても、同じご自宅に訪問する形で、お二人いらっしゃる場合につきましては、必ずお二人派遣されるという形になります。

続きまして、第5章、事業所内保育事業のご説明でございます。16ページの下のほうをご覧ください。

事業所内保育事業につきましては、利用定員によって、地域開放枠についての規定が少し変わります。下の表と17ページの表をあわせてご覧いただければと思います。

利用定員数に合わせまして、それぞれ地域に開放する人数が異なってきます。その表が、16ページ、17ページの連続した表となります。事業所内保育事業の利用定員数が左側の定員になりますと、右側には、こちらについて地域に開放する人数となります。ですので、例えば17ページの11人以上15人以下の場合ですと、4名地域開放枠、要は千代田区民の方がこちらの事業所内保育所で利用できる人数が4名以上、枠としていただくという形になります。そうした中身について記載しております。

続きまして、設備基準、事業所内保育所の設備基準について、第43条の第2項についてご説明したいと思っております。

乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であることと記載をさせていただいております。こちらにつきましては、区独自で3.3平方メートルにさせていただきたいと考えております。国基準につきましては、1.65平方メートルという形での記載でございましたが、こちらについては、そのほかの施設と比較して、ここだけ1.65になるのはおかしいであろうと考えまして、3.3平方メートル、要は国の最低基準にのっとらせていただいて、3.3平方メートルにさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

基準の詳細についてでございます。何か、ご説明いただきながら、お気づ

近藤委員長

きのことはございますか。ご質問があれば、お願いいたします。

先へ進んでよろしいですか。

どうぞ。

中川委員

16ページ、17ページなんですけども、第43条にあります事業所内保育事業所の利用定員が20人以上のものに限ると書いてあるんですけど、事業所内保育を、42条のほうでは利用定員数1名以上5人以下ということがありますよね。事業所内保育事業というのは、利用定員が20人以上ということと、この整合性がちょっとわかりにくいんですけど。

子育て対策担当課長

すみません、ご説明が漏れていて申しわけございません。19人以下の場合の事業所内保育事業につきましては、別途規定がございまして、20ページをご覧くださいだければと思います。

20ページの第47条で、小規模型事業所内保育事業ということで、こちらから利用定員が19人以下のものに記載がございまして。そこで、次のページの21ページの第48条で、準用ということで、それぞれの設備基準について、小規模型保育事業のA型の設備基準に基づいて、19名以上は定まってい形になります。

準用の第24条から第26条まで及び第28条の規定については、小規模型事業所内保育事業について準用するとありますが、こちらの第28条をご覧くださいだければと思います。第28条、10ページにございまして。

第28条につきまして、第28条の第2号につきまして、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であることと記載がございまして、こちら、19人以下の場合の幼児1人当たりの平米については、3.3平米という形のもの規定を準用する形になります。

説明は以上でございまして。

近藤委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中川委員

1つだけ、言葉の問題なんですけど、中に、おおむね何人につき1人という、おおむねという言葉が出てきている箇所が何か所かあるんですけど、おおむねという言葉をここに付けるのはどういうわけですか。

子育て対策担当課長

こちらにつきましては、厚生労働省令で、おおむねと入っておりますので、それをそのまま横引きしている形になります。

近藤委員長

お気づきのことがありましたら、また先へ戻った形で進めていければと思います。

では、先へ進んでまいります。

次に、児童・家庭支援センター所長より報告を願います。

児童・家庭支援センター所長

それでは、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご報告をさせていただきます。

ホチキスどめになっています教育委員会資料の一番最後のページに概略が載せてあります。

放課後児童健全育成事業、一般的には学童クラブといったほうが、皆さん

ご理解しやすいかと思いますが、学童クラブの基準を定める条例ということですが。

制定理由としては、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者が従うべき設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえて、条例で定めるということで、現在、放課後児童健全育成事業については、厚生労働省のガイドラインにのっとり形で運営をしています。それを、今度は明らかな形にして、利用者の方、区民の方にお示しをして、区としての責務をきちんと明確にしていくということで、条例を制定する形になります。

概要といたしましては、放課後児童健全育成事業について、専用区画の面積、職員、それから単位当たりの児童数、虐待等の禁止、衛生管理、運営規程の定め、秘密保持、苦情対応、開所時間及び日数等、施設及び運営の基準を定めるものになっております。

施行期日につきましては、規則で定める日から施行するというので、現在の予定では、平成27年度の4月1日という予定でございます。

それでは、中身について説明をさせていただきたいと思っておりますので、一番最初のページに戻っていただけますでしょうか。

こちらの基準を定める条例ということですが、ここでは最低基準を定めるという形になります。それで、最低基準の中に、3条がございますけれども、この条例に定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものであるということでございます。

ただし最低基準なので、これは常に向上させていく必要があるということで、第4条に、最低基準の向上という形の部分と、それから第5条の2がわかりやすいと思っておりますけれども、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者においては、この最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないということで、現行、最低基準を上回って運営している者については、その上回っている部分を維持あるいは向上させていく必要があるということで、レベルを落とさないということをごとをここで、条例で謳っているということですが。

それから、その後、一般原則等がありまして、ガイドラインで謳っていない部分で、条例化していく部分については、3ページの中ほどに、第11条がございます。ここで、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない、今も支援員を置くということはあるんですけども、2条で放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とするということで、人数が明記される形になりました。1人は資格者、もう一人、補助員に関しては、資格を持っていない者もこれにかえることができるということで、ここで、子どもの健全育成について、きちんとした指導者をつけて、子どもの安全、それから指導をしていく

という形になります。3項以下に、指導員の資格等が書かれております。

それから、一般的な衛生管理とか運営規定とかがございまして、それから苦情の対応など、さまざまな運営上の事柄が書かれております。

それから、あと、6ページのところに第19条がございまして、ここで開所時間及び日数ということで、放課後児童健全育成事業に関しては、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業については、1日について8時間ということで、通常、大体9時から5時までやっているケースが多いですけども、そういった形で、8時間は運用すると。それから、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業については、1日につき3時間ということで行うということです。それから、年間に関しては、250日以上、原則としてやっていくという形になっております。

ちょっと駆け足になりましたけれども、説明に関しては以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

どうぞ。

中川委員

児童というのをどう捉えるかということなんですけど、千代田区に住んでいる子ども全体ということを考えると、私立・国立に行っているお子さんも対象になると思うんですけど、その辺に対してどのようにしていらっしゃるかということと。

それから、今、西神田でしたっけ、支援を要するお子さんの放課後事業が始まっていますけど、それについてはここに何も書いていないですよ。そういう支援を必要とするお子さんに対する基準とか何か、それはどうなっているのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

まず、私立に行っているお子さんに関しては、学童クラブ入会ということで、広報紙に載せて、別に千代田区にお住まいで私立に行っているお子さんに関しても受け入れをするということで、そこは、特段に書いてはおりませんけれども、当然のことだという認識で、あえて書いていないというところがあります。

それから、支援を要するお子さんに関しては、こちらのほうに書いておりませんが、小学生であれば、入会の要件があるので、あとは、受け入れた際に、どういうふうに支援員を配置するかというところで、現在はお子さんに合わせて、区立あるいは私立の学童クラブもございますけれども、そちらのほうも支援員をきちんとつけて対応ができるような体制になっております。そういう意味では、ここでは心身ともに健やかに育成されることを保障するという部分で、そこから広く読んでいただいて、対応していくという形で考えております。

近藤委員長

よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、先へ進みたいと思います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課のほうから報告事項ということで、平成26年度千代田区一般会計補正予算第2号ということで、ご報告いたします。

お手元の資料、ホチキスどめになっておりますが、表面に星印のついた地図のあるものが置いてあると思いますので、そちらをご覧ください。

こちら、平成26年第4回区議会定例会において、補正予算として出す予定の案件でございます。

内容といたしましては、最初の黒丸にございますように、私立保育所等整備補助ということで、富士見地区に新たに私立の保育所を整備する、そのための経費ということでございます。

それから、めくっていただきまして、真ん中あたりに下線が引いてございますが、こちらにつきましては、学童クラブも併設いたしますので、あわせてそちらの経費も補正予算として計上する予定でございます。

それから、右側のページ、もう1件ございます。こちらは別件でございます。現在、整備計画が進んでおります麹町保育園の園舎整備でございますが、こちらにつきまして、近隣に対する配慮、その他、工事の工法の変更によりまして、既に債務負担をかけている額について、負担額を増額する必要がありますので、こちらの補正も行うという、そういった内容でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明いたします。

子育て対策担当課長

今回、補正予算の一般会計補正予算第2号で提出させていただく案件、今、子ども総務課長から簡単にご説明がありましたが、少しだけ詳細に説明させていただきたいと思っております。

まず、私立保育所等整備補助でございます。こちら、富士見地区で私立保育所と学童クラブ、そちらについて、併設した形の保育所を開きたいと考えております。そちらにかかわる経費でございます。

まず、私立保育所につきましては、1億9,785万2,000円、下線が引いてある部分の金額となります。富士見地域では、ふじみこども園がもう既に定員を超えている状況で、地域内で増大する保育需要に対して供給が非常に厳しい状況が続いております。また、6～7月には新たなタワーマンション、地図のところでも少しだけ見えておりますが、左上にパークコート、また右側には新たな大きいタワーマンション、2棟が入居開始となりまして、約800世帯増えているところでございます。また、実は0～5歳だけを見ますと、こちら、6～7月だけで100名増えているところでございます。また、今後新たな100戸以上のマンションが建設予定されておりまして、今後も人口増が見込まれるということで、私立の認可保育所と学童クラブを併設したものを開設したいと考えております。

施設名でございますが、こちら、仮称でございますが、グローバルキッズ富士見というのを予定しております。

所在地につきましては、千代田区富士見2-14-36ということで、富士見WESTビルの2階、3階、4階を利用した形で考えてございます。保育所

が2階、3階、学童クラブが4階を予定しております。

構造はちょっと省略させていただきまして、開所時間につきましては、保育所については午前7時半から午後9時までを予定しております。

5番の予定定員につきましては、138名を予定しております。0歳児については18名で、1歳から5歳児までは24名の予定でございます。

開設時期としましては、来年の4月1日を予定しております。

運営事業者につきましては、現在、千代田区の神田錦町にある株式会社グローバルキッズを予定しております。

開設スケジュールにつきましては、先月から保育所の設計に入っております。今月中旬ぐらいには賃貸借契約が終わる予定です。その後、用途変更や区民説明会を行いまして、工事のほうは、3月中旬ごろ工事を完了しまして、その後、消防検査やシックハウスの検査などを行った後、保育所を来年の4月に開設というものでございます。

予算内訳については、施設改修費として1億5,862万円でございます。開設前の家賃補助につきましては、3,923万2,000円でございます。

続きまして、学童クラブでございます。

学童クラブにつきましても、概要のほうに書かさせていただいておりますが、現在97人の在籍児童数がありまして、定員を弾力化しても100名が限度ということで、今後の需要にはなかなか厳しい状況であるといったこともありまして、こちらの保育所の上に学童クラブを併設して行うものでございます。また、フロアも結構広いフロアでございまして、需要も見込まれるということで、拡大型の一時預かり保育と、あと、多目的ホールの設置を実施予定でございます。また、この多目的ホールにつきましては、保育園の子どもたちが、午前中でしたら学童クラブは空いてございますので、そちらについて活用ができるような形を現在考えてございます。

施設概要の(2)でございます。開所時間につきましては、下校時から午後9時まででございます。

予定定員につきましては、60名でございます。

開設スケジュールにつきましては、ご覧のとおりですが、大体4月1日には学童クラブ、また、一時預かり保育ができるような形での検討を今進めているところでございます。

予算の内訳につきましては、施設改修費が3,965万5,000円でございます。

次のページに行きまして、(2) 開設前の家賃補助と初年度の備品につきましては、3,616万6,000円でございます。

続きまして、3件目の債務負担行為の補正でございます。

現在、麴町保育園の園舎整備につきまして、8億5,260万円の予算を用意しているところでございますが、以下の理由によって、3,000万円の増額をしたいというものでございます。

そちらの内訳・理由でございます。

まず、近隣に対する配慮ということで、こちら、700万円を予定しており

ます。通常の地下の解体は、やはり騒音や振動が大きい工法をとるところでございしますが、今回は騒音・振動の少ない工法を採用していきたいと考えております。

続きまして、環境配慮及び「創エネ」の推進ということで、麴町保育園の園庭の地下に地中熱を利用した空調方式をとりたいと考えております。こちらの推進をすることで、1,500万円の増額を予定しております。

3番としまして、将来の保育需要変動への対応ということで、現在、間取りを、内部につきましてはコンクリート壁で考えておりました。それを、間取りの変更など、対応を柔軟かつ容易にしたいということで、乾式の壁としまして、また、そちらにすることによって、柱や梁の強度を増強するという形でございます。この3,000万円を増額することによりまして、各階の躯体の作業期間が短縮され、全体の工事期間の短縮を図っていくというものでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(な し)

近藤委員長

特になければ先へ進んでまいります。

次に、子ども支援課長より報告を願います。

子ども支援課長

お手元に配付してございます「平成27年度 保育園・こども園等のご案内」、色紙のついているこちらの冊子でございます。そちらをご紹介したいと思っております。

こちらに来年度の入園事務等のご案内等も載っております。こちらのほうは、既に11月5日から配布を開始してございまして、千代田区のホームページ、また広報千代田のほうにも内容は記載しております。

4月入園だけ申し上げますと、申し込みのほうは12月1日から1月20日までの申し込みということになっております。

例年ほぼ同じような形でご案内申し上げているんですけども、今回、来年度の新制度に向けて、変わった点がありますので、幾つかご説明したいと思います。

まず、5ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

申込みから入園までの流れというところが、例年とは変わっております。以前、子育て対策担当課長のほうから認定申請の件につきましてご紹介したと思えますけれども、まず認定申請と入園申込の件につきまして、ここに併記させていただいているようなことになってございます。

次に、2点目としまして、11ページをお開きいただきたいと思えます。

選考基準というところでは、先ほど子育て対策担当課長のほうから家庭的保育事業の件でご紹介いたしましたけれども、入園順位の審査のところ、第1位というところ、例えば認可保育園、黒丸がありますけれども、その下に、入園順位と書かれています。その第1位のところです。小学館アカデ

ミーかすみがせき云々ありまして、その次に、千代田区家庭的保育事業を修了する児童で指数の高い順ということで、こちらのほうで入園順位を優遇しているということになっております。

なお、今申しあげましたかすみがせき保育園につきましては、実は、国土交通省の1階に保育所が入っていたんですけども、国の基準により賃貸期間が終了したということで、こちらのほうは平成27年度の4月1日時点では撤退ということになっていきますので、そちらの児童を優先的に受け入れるために、来年度限りの入所審査として、第1順位と定めさせていただいているものでございます。

次に、最後のページ、38ページになります。

ここは、いつも同じように、一番最後に保育料のことを記載させていただいている欄でございますけれども、今定例会におきまして、保育料につきましては、議案としてこれから提出することになっておりますので、ここは昨年度のもの、平成26年度のもの載っております。こちらのほうは、議会のご議決等をいただきましたら、改めて保護者の方にご周知申し上げたいと思っております。

また、冊子の中身については以上なんですけど、先ほど補正予算のところ、グローバルキッズ富士見、新しくできる保育園のご案内、こちらはまだ補正予算を提案するという状況でございます、こちらでも正式に決まりましたら、保護者の方に改めてご紹介をしたいと思っております。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

38ページですけども、私たち今伺いましたので、入園料についてどうして変更するのかというのはわかっているんですけど、これを出すときに、変更する予定ですだけでよろしいのでしょうか。もう少し、なぜ変更するかみたいなことを保護者に伝える必要というのはないのでしょうか。

子ども支援課長

今まで保護者の方には、子育て対策担当課を中心に個別に説明会というのを開催しております。その中で、保育料の中身について変更するということはご紹介しています。

なお、これからもお問い合わせ、最近余りないんですけども、個別にお問い合わせがあれば鋭意対応していきたい、このように思っております。

近藤委員長

よろしいですか。いかがですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

次に、児童・家庭支援センター所長より報告を願います。

児童・家庭支援センター所長

それでは、児童・家庭支援センターのほうから、平成27年度の学童クラブ入会について、報告をさせていただきます。

こちらの学童クラブ入会に関しては、例年どおりの進め方になっておりま

して、おおむね、例年12月5日号に広報し、資料の下のほうに記載しておりますように年明け1月7日から2月7日まで受け付けという形で考えております。

ちょっと戻りますけれども、利用できる児童に関しては、先ほどご質問ございましたけれども、第1順位としては、千代田区内に居住している児童（住民登録をしている者）、第2順位として、千代田区立小学校に在学しているが区外に居住している児童ということで、アフタースクール入会については、当該の小学校に在籍する児童を対象とするということで、アフタースクールに関しては、外からは入ってこない形になっています。

あと、実施日・実施時間については、一般的な保育は下校時から7時までで、あと、夜間保育をやっている二番町こどもクラブ、それからポピンズアフタースクール一番町は、午後9時までという形になります。

新たに富士見で、先ほどの補正予算のところでご説明させていただきましたけれども、富士見でも今度、夜間保育ができるようになるという形になります。

それから、年度ごとになるので、入会期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日という形になります。

育成料に関しては、月額4,000円ですが、当分の間2,000円という形です。あと、おやつ代に関しては、月額1,500円程度ということです。

入会申し込みの受け付けは、先ほど申しあげましたけれども、1月7日から2月7日ということで、10時から5時まで、第1希望の学童クラブで受け付けをしていただく形になりまして、それで、一応今回も第3希望までとって、調整しながら、希望する方にできるだけその学童クラブに入らせていただけるような対応をとっていきたいと考えております。

それから、補正予算の関係で、先ほど子ども支援課長からもお話がありましたけれども、議決後、広報していくということで、こちらのほうは、基本的には富士見地区の方の需要が多いと思いますので、富士見わんぱくひろばと、それから、あと、保育園に通っているお子さんを中心に、新たな学童クラブができるということでご案内を差し上げて、できる限り申し込む段階できちんと情報が伝わっているような形をとっていきたいと考えております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

次に、指導課長より報告を願います。

指導課長

指導課のほうからは、例年ご報告申し上げております東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査結果（速報）についてご報告を申し上げます。

本日配付しております資料は、A4横版のもの、速報と書いてあるものと、A4横版のもの、2点、ステープラーどめになっているものでございます。

この調査は、東京都が毎年度、体力を測定するために実施しているものであり、今年度は、例年どおり4月から6月の間に、各校で期日を定めて実施しているものでございます。

それでは、資料のステープラーどめのほうをご覧くださいませでしょうか。こちらは、平成24年度から26年度までの小学校の男女別、学年集団別の体力合計点の経年変化を示したものです。

もう一つ、A4、1枚のものは、平成24年度から26年度までの男女別、学年ごと、種目ごとの体力調査を、東京都との比較をあらわしているものでございます。

それでは、ステープラーどめのほうの資料をごらんください。

こちらのほう、資料の見方ですけれども、学年別、男女別に示してございます。3年生から6年生までございます。色がついてございますけれども、青色が千代田区のもの、えんじが東京都、緑が全国というふうになっております。折れ線グラフの上に数値も載せておりますので、そちらのほうもあわせて見ていただければと思います。それと、3年女子の24年度と26年度のところに三角印がついているかと思えます。こちらは、東京都の平均値よりも下回ったものに対してはこの記号をつけております。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、3年男子ですけれども、見ていただいてわかりますように、1年生のときには全国の平均値を下回っていましたが、2年、3年と上回ってございます。体力向上が読み取れるのではないのかと思えます。それと、3年女子につきましては、やはり1年生のときは下回っていたんですけども、2年生では東京都の平均値を上回ったのですが、残念ながら、3年生のときには若干下がってしまいましたが、わずか0.1の差ですので、ほぼ同じと捉えることができます。

なお、こちらのほう、四角囲みのところにありますように、表中の数字は体力合計点をあらわしております。体力合計点とは、それぞれの種目の合計点でございます。各10点満点になっておりまして、合計、満点が80点になります。3年生ですので、点数が低いのは当然でございます、これ、全学年同じ基準ですので、6年生になれば、満点に近い数字になるというものでございます。

この3年生を見ますと、1年生のときには若干、全国や東京都を下回る傾向でございましたが、2・3年で上回る傾向があるということは、各校での取り組みの効果が上がっているものだという分析ができます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4年生をご覧ください。

4年生の男子は、2年生のときは上回っていたんですけども、3年、4年と学年が進むに従って、若干追いつかれたり、下回っていたりとかしま

す。ただ、全国、東京都と比べてそんなに大差はないというものでございます。また、4年女子につきましては、同様な傾向がございまして、2年、3年生では東京都の平均を上回っていたんですけども、4年で下がってしまったというものでございます。東京都あるいは全国の伸び率に対して、千代田区の4年生が、若干伸び率が低かったというものではございますけれども、全体的に見ますと、特段の問題はないと思います。ただ、中学年の体力の一層の向上を図るためには、運動への関心を高めるなど、一層工夫が必要であらうかと思えます。

続きまして、5年生をご覧ください。

5年生の男子ですけれども、3年生、4年生では、東京都、全国を上回っていたのですけれども、若干5年生で全国より下回ってしまいました。東京都よりは上回ってございます。ただ、全国との差もマイナス1ポイントぐらいですので、そんな大きな差があるというものではないと思います。また、5年女子につきましては、3年生のころより、全国、東京都平均を上回っており、4年、5年と伸び率が高く、5年においては全国、東京都よりもかなり上回っておりますので、体力向上が見られていると分析ができます。引き続き、学校の体育、あるいは行間体育、遊び時間などの充実を図れることが必要にならうかと思えます。

そして、最後に6年生ですけれども、6年男子は、4年、5年はほぼ全国と同じでしたが、6年になったときに若干下回っております。しかしながら、東京都よりは上回っているということで、こちらも特段問題はないかと思えます。逆に、6年女子は、4年生のときは、全国、東京都を下回っていたのですけれども、5年、6年と進むにつれて点数が上がっております。最終的には、全国とわずかマイナス0.2ポイント差となっておりますので、こちらは体力が向上していると思っております。やはり体育の授業の取り組みが効果を上げているのではないのかなと思っております。

これが総合点での結果です。

続きまして、A4、1枚のほうをご覧ください。例年見ているものかと思えますが、種目別に見ていきますと、やはり千代田区のお子さんたちの弱み、強みが明らかになっているかと思えます。

こちらも例年ご報告しておりますが、まず、握力ですが、小学校の男子は、一気に東京都の平均より下回っている学年が、2年生を除いて全てです。それ以外の中学校男子、中等教育学校の前期、小学校の女子、中学校、中等前期の女子は、全て東京都の平均値より下回っているという大きな課題が見えた種目でございます。

続きまして、上体起こし、これは腹筋ですけれども、こちらのほうも、やはり三角マークが多うございますので、腹筋、筋力・筋持久力が弱いというところでは、小学校の2年生・3年生の男子及び小学校4年生の女子については、昨年度よりも東京都の平均を上回ったという上昇傾向がございまして、

続きまして、長座体前屈、座って前かがみになる、体のやわらかさを見るものでございます。こちらは、今年度の結果から見ますと、小学校の女子あるいは中学校の女子、女子のほうが東京都より上回っているということがわかるかと思えます。男子も、半数が三角になっていますので、男子には若干課題があるのかなと、男子のほうが体がかたい傾向にあるのかなと読み取ることができます。

次に、反復横とびですけれども、こちらのほうは、例年千代田の子は俊敏性が高いというもので、昨年同様、俊敏性は高いと言えるのではないのかなと思えます。

続きまして、持久走ですけれども、こちらは、中学校だけですけれども、中学校の女子の成績が東京都より上回っているという好成績でございました。しかしながら、中学校の男子は、昨年度より下がってしまったのが、2年生と3年生がでございます。特に3年生は、斜めに見ていただきますとわかるように、平成24年の1年生、平成25年の2年生のときには東京都より上回っていたんですが、平成26年度では東京都より下回ってしまったと。何か原因があるのではないのかなと思えます。

次に、20mシャトルランでございますが、こちら、小学校については、東京都より全ての学年で上回っているという好成績でございました。しかしながら、中学校・中等の前期は相変わらず三角がほとんどで、中学校の3年生の女子が頑張ったというものでございます。こちら、平成24年度、25年度、26年度で、斜めに見ていただきますと、三角、三角、丸と、3年生の女子が頑張ったということが言えると思えます。

50m走、立ち幅跳びについてはご覧のとおりでございます。やはり新聞報道等でも、投げる、投能力が低いということがあったかと思えますが、千代田区の場合は、小学校の男子1年生を除いて、男子は東京都より上回っておりますので、投げる力はあると。しかしながら、小学校の2年生女子以外の女子、それと、中学生・中等の前期課程の男子も女子も、投力は下回っているという結果になっております。例年と似たような傾向ではございます。

それで、今後の各学校での取り組みといたしましては、今ご報告申し上げました課題点、握力の向上については、校内にある固定遊具を上り下りするなどの運動を積極的に取り入れる必要があろうかと思っております。最近では、雑巾を絞るという行為もなかなか見られないので、運動の中で鉄棒をやったりだとか、のぼり棒を登ったりだとかというような握る運動が必要かと思われれます。

また、長座体前屈、柔軟性の向上については、日ごろストレッチ、準備運動だとかでのストレッチ運動を多く取り入れていく必要性があろうかと思っております。準備運動がままならない、やっているんだけど、十分伸びし切れていないというような課題もあろうかと思っておりますので、十分なストレッチ運動を取り入れていく、あるいは整理体操の中でもストレッチ運動を取り入れていくということが求められているかと思えます。

続きまして、上体起こしやシャトルランの筋持久力、全身持久力の課題についてですけれども、まず、運動時間を十分に確保するということ、また、その際、部分的な運動も重要なのですけれども、全身を動かすという取り組みを行って、全身の筋力やスタミナを強化する必要があるかと思えます。特に、最近注目されておりますコーディネーショントレーニングなどを活用し、体幹を鍛えるというようなことも必要になってくるかと思っております。体育の授業だけじゃなくて、体育集会、あるいは業間体育というようなどころでも高める必要があるかと思えます。

次に、ハンドボール投げ、中学生になると、投げる活動が、遊びだとかが極端に少なくなってきましたので、体育の授業などで、ボールを使った運動に取り組みさせる、ボールの投げ方だとか基本的な動作、そういったものをしっかり教えることも必要であろうかと思っております。

全体を通して、体の軸をしっかりつくる、いわゆる体幹を鍛える取り組みだとか、体全体を使って、ボールを遠くへ投げたり、飛ばしたりするような運動を多く取り入れていくことが改善につながっていくのではないかと思っております。

先ほど女子の持久力が高まってきている学年があるというお話があったと思えます、中学校の。1つに、麴町中学校で取り組まれております「麴中エアロ」のような、時間も十分とって体全身を動かすという、体育の授業で運動量を確保するという取り組みの成果も1つあらわれているのではないのかと個人的には思えます。

また、1校1取り組みでスポーツを実践するなど、運動やスポーツに関心を持ち、親しむ習慣を、計画的に児童・生徒に提供していくことが大事であろうと思っております。

また、体育等の学校だけの活動だけではなくて、やはり家庭での活動だとか、あるいは地域スポーツ等も充実させていくよう、このような課題に、今回の調査結果から見られる課題認識については共有してまいりたいと思っております。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがですか。ご質問等ございますか。

今の1枚のほうの、中学校では、持久走とシャトルランと両方やっている、学校によっての違いですか。

指導課長

基本的には、両方とも測定した結果という形でご報告をいただいております。学校によって選択することも可能ではあるのですけれども、本区では両方測定しております。

近藤委員長

はい。

では、特になければ、先へ進んでまいります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(11月20日号)掲載事項

児童・家庭支援センター

(1) 子どもの虐待防止に向けた対応マニュアル

近藤委員長	それでは、日程第3、その他に入ります。 最初に、子ども総務課長より報告を願います。
子ども総務課長	それでは、子ども総務課のほうから教育委員会の行事予定、それから広報千代田への掲載予定を本日資料としてお出しさせていただいております。こちら、例月どおりですので、特にご説明はいたしません、行事予定表等をご確認いただければと思います。 ご説明は以上です。
近藤委員長 児童・家庭支援センター所長	そのほかはいかがでしょうか。何か追加で報告事項はございますか。 それでは、児童・家庭支援センターのほうからご報告です。 席上に、虐待防止マニュアルをお配りいたしました。これは、関係機関向けのものということで、児童虐待関係の法律の改正がございましたので、内容を盛り込んだ形で改定をしたものです。 それで、こちらは、関係機関ということで、保育園、幼稚園、それから認証保育所、区立小学校、中学校、学童クラブ、それから警察、自治会、社会福祉協議会、それから民生・児童委員協議会、青少年委員、それから区の内 部ということで、関係機関で虐待に関して共通認識を持って進めていこう ということで作ったものです。今回、参考ということで、お配りをいたしました。よろしくお願 いします。
近藤委員長	ありがとうございます。 ご覧いただき、また何かございましたら、質問等、担当までよろしくお 願いしたいと思います。 教育委員のほうから何かございますか。よろしいですか。 (なし)
近藤委員長	それでは、特にないようでございます。 以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。